

報 告 事 項

令 和 4 年 3 月 定 例 会

令和4年3月岡崎市議会定例会報告事項目録

報告番号	件 名	ページ
1	岡崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例の専決処分について	5
2	工事請負の契約の変更の専決処分について（伝送路整備工事）	9
3	損害賠償の額を定める専決処分について	13
4	損害賠償の額を定める専決処分について	17
5	岡崎市地区計画の区域内における建築物制限条例の一部を改正する条例の専決処分について	21
6	訴えの提起に関する専決処分について	25

令和4年報告第1号

岡崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された条例を改正することについて、次のとおり専決処分する。

令和4年1月28日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例

岡崎市個人情報保護条例（平成11年岡崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改め、同条第5項中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

第6条中「第52条第1項」を「第52条（第2号を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年報告第2号

工事請負の契約の変更の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された工事請負の契約の変更について、次のとおり専決処分する。

令和4年2月4日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

令和3年6月18日議決「工事請負の契約について（伝送路整備工事）」を経て締結した工事請負契約の契約金額「401,500,000円」を「409,902,900円」に、完成期限「令和4年2月28日」を「令和4年3月18日」に改める。

令和4年報告第3号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和4年1月4日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 損害賠償額

48,468円

2 事故の概要

令和3年9月10日午後0時40分頃、岡崎市橋目町字竹之内62番2地先の市道森越橋目線において、西進中の相手方自転車の前輪がます蓋の隙間に落ちたことにより転倒し、顎及び右肘を負傷する損害を与えた。

令和4年報告第4号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和4年1月4日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 損害賠償額

349,767円

2 事故の概要

令和3年9月29日午後5時頃、岡崎市法性寺町字柳之内25番地先の市道赤渋柱線において、東進中の相手方自動車が入るために左折し、側溝の蓋に乗り上げた際、蓋が跳ね上がり、当該自動車の底部を損傷する損害を与えた。

令和4年報告第5号

岡崎市地区計画の区域内における建築物制限条例の一部を改正する
条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決
処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された条例を改正することについて、次のとおり専決処分する。

令和4年1月28日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市地区計画の区域内における建築物制限条例の一部を改正する条例

岡崎市地区計画の区域内における建築物制限条例（平成6年岡崎市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2阿知和地区整備計画区域の部中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第2条第4項」を「第2条第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年報告第6号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月28日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された訴えを提起することについて、次のとおり専決処分する。

令和3年12月27日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 管轄裁判所

名古屋地方裁判所岡崎支部

2 相手方の住所及び氏名、明渡しを求める市営住宅等並びに家賃等の滞納額

相手方の住所及び氏名	市営住宅等	家賃等の滞納額
***** *****	若松荘 *号棟*号 駐車区画*番	1,241,600円 (令和3年12月10日現在)
***** *****	仁木荘 *号棟*号 駐車区画*番	1,698,046円 (令和3年12月10日現在)
***** *****	山中荘 *号棟*号 駐車区画*番	1,803,476円 (令和3年12月10日現在)

備考 市営住宅等とは市営住宅及び駐車区画を、家賃等とは家賃及び駐車場使用料をいう。

3 請求の趣旨

相手方に対し市営住宅等の明渡しを求め、家賃等の滞納額及びその遅延損害金並びに明渡請求後の損害金の支払を求める。

4 請求の原因

相手方は、岡崎市の設置した市営住宅に入居の許可を得て居住しており、岡崎市市営住宅条例（平成9年岡崎市条例第43号）の規定に基づく家賃等を支払う義務がある。

相手方は、家賃等を滞納しており、再三にわたる指導にもかかわらず、家賃等が支払われていない。

相手方の行為は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第32条第1項第2号並びに岡崎市市営住宅条例第42条第1項第2号及び第54条第1項第2号に規定する公営住宅の明渡事由等に該当する。

よって、市営住宅等の明渡し並びに家賃等の滞納額及びその遅延損害金並びに明渡請求後の損害金の支払を求めるため訴えを提起する。

